

# 八尾市立児童発達支援第1センター バス添乗業務仕様書

八尾市立児童発達支援第1センター（以下「児発第1センター」という。）の通園バスの円滑な運行と、運行中の児童等の安全確保を図るため、バス添乗業務の仕様については下記のとおりとする。

1. 業務名称 八尾市立児童発達支援第1センターバス添乗業務
2. 委託業務の内容
  - (1) 園児送迎用マイクロバス運行時の添乗業務
  - (2) 乗降時の補助及び荷物類、バギーなどの積み下ろし
  - (3) 単独登園児童の車中での介助
  - (4) マイクロバス利用者から連絡があった場合の事務所への取次ぎ
  - (5) その他前各号に付帯する業務
3. 業務委託期間及び委託時間
  - (1) 業務委託の期間は、令和7年9月1日から令和10年8月31日までの毎週月曜日から金曜日とする。なお、一年間のうち3日程度は休日にバスの運行があるが、休日の振替えは行わない。
  - (2) 委託時間は、原則として午前8時30分から午後3時30分までとする。
4. 委託料
  - (1) 委託料の算定については、勤務1日あたりの金額をもって決定し、その支払いについては、翌月初に当該月分を請求するものとする。  
なお、1日の勤務時間が3時間30分に満たない場合は、日額委託料の2分の1を、3時間30分以上の場合は1日分とする。
  - (2) 基準年間勤務日数は240日とするが、委託料の積算は令和7年度の勤務日数140日で行うこと。
  - (3) 委託料は、翌月に当該月分を請求するものとする。
5. その他
  - (1) 添乗員は同一人を配置すること（シフト等による交代勤務をさせないこと）。また、業務従事中は業務のしやすい服装とし、名札を着用させること。
  - (2) 添乗していない時間については、指定する場所で待機するものとし、みだりにその場所を離れないこと。
  - (3) 添乗員は毎日業務日誌をつけ、事務所に提出して確認を受けること。

- (4) 休園日については、前後数日の間で変更する場合があります。
- (5) 送迎は原則として、午前8時30分から午前9時50分の間に1回、午後1時から午後3時30分の間に2回とし、あらかじめ定められたコースに従って行う。